



ハグマンレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所



P1

ある信用金庫の担当者

あまり出会ったことのないタイプの、ある信用金庫の担当者のお話をします。この方は、数年前にお客様のところで新しい担当として紹介を受けました。最初に会った時の印象は、目はキラリと鋭く、しかし笑顔はにこやかで、見た目より若そうな、とてもいい感じの方でした。

ある時、担当しているお客様が、新しく本社を建て替える話を聞きつけます。普通の担当なら、概要を聞いて資金がいつくらい必要か確認し、融資の段取りをして終わりです。しかしこの方は違います。必要な話を終えた後に「社長、業者さんはもうお決まりですか？必要なら僕が紹介しますよ！工事はA建設さん、事務用品はB事務機さん、その他も必要なものは何でも言うてください。自分とこの取引先の中から探してきますから」と動きます。

さらに別の機会には、私にこう話してくれました。「僕ね、毎月、今月はこのお客様のこの商品を売ろうと決めて、あちこち紹介して回ってるんですよ。そのために、お客様にキャンペーンチラシを作ってもらって、配布したりしてるんです。」と。とても驚きました。そこまで踏み込んでお客様のための営業活動をしている信用金庫の担当、他にいますかね。

実際、融資してもらっている金融機関にはローンパワーというのがあり、それを笠に着た働きかけは、正直なところ多少強引な気もしました。しかし、融資先の方も断れないわけではなく、決してクレームにはなりません。ましてや、自分とこの商品を売って回ってくれるというのは、嫌な気はしません。

いずれも、とても素晴らしい動きをしておられるなど感心しました。そもそも、そういう動きをするには、どのお客様がどんな事業をされていて、どんな商品を扱っておられるか、またどんな分野が得意なのか、よくわかってないとできません。そういう情報も常に関心を持って聞き出し、よく知っておられます。とても熱心です。

しかし実は、うちの事務所にとっては、ある意味いい迷惑でもありました。なぜなら、私たちのやろうとしていることとバッティングするからです。先を取られないよう競って動きます。競っている中で、逆にその担当に融資の案件も紹介しようと心掛けます。そうしていると、とてもいい関係ができました。今は「お困りでしたら、いい会計事務所紹介しますよ！」と紹介してくれるようになりました。とても感謝しています。



相続税の税務調査の実態

相続税の申告をした人にとって税務調査は怖いイメージもあり、入られたくない存在です。そこで税務調査が入る可能性や実態についてまとめてみました。

1. 調査対象の割合

相続税の申告が必要な人のうち、約5人に1人が対象。税額が高額となる場合が多い為、他の税目よりも調査率は高い

2. 調査対象になりやすいケース

- 【富裕層】財産が3億円を超える場合
- 【海外資産】相続人が海外在住の場合も含まれる
- 【無申告】課税を公平に維持するため

3. 調査時期

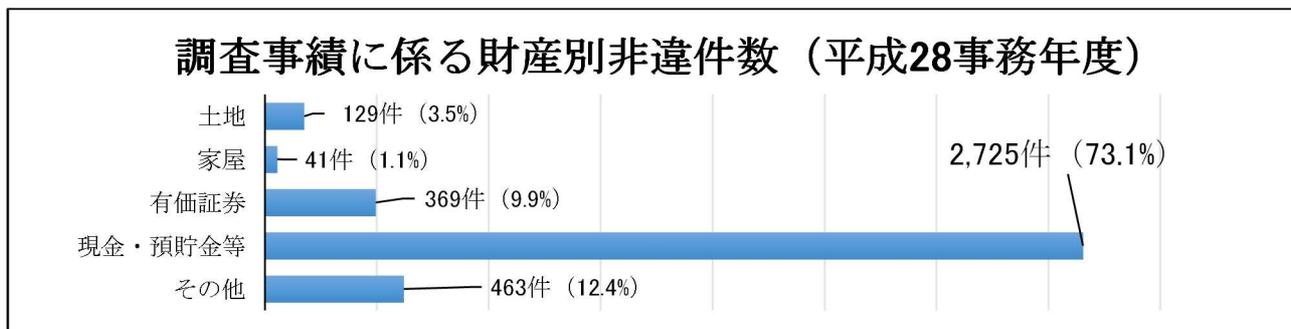
相続税申告をしてから1～2年後、落ち着いて‘ホッ’とした頃が多い

4. 調査における申告漏れ等の確率

国税庁が発表した平成28事務年度の申告漏れ等の割合は82%

5. 財産ごとの申告漏れ等の非違件数

現預金がトップで全体の73.1%



(注) 各財産の件数は非違件数（延件数）、（ ）内の数値は構成比。国税庁 HP より

〈まとめ〉

上記 5. の通り、従来から申告漏れ件数のトップを飾るのは現預金となります。預金については相続開始時の残高や相続開始直前の引き出しだけではなく、過去からの残高の推移やその原因が調査の対象になります。

名義預金や形式的な贈与は申告漏れとなり、意図的に隠したとみなされた場合は重いペナルティがかかります。それに加え、場合によっては刑事訴訟となる可能性があることも忘れてはいけない点です。

テレビのニュースで見るような脱税事件のように、決してバレないからといって意図的に行うことだけはやめておきましょう。

（記事担当：北川）

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。
会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL

FAX 079-288-0997
FAX



P3

所得拡大促進税制が拡充されます！

従業員の賃金引上げに取り組む企業に対して、法人税の税額控除を受けることができる『所得拡大促進税制』ですが、平成30年税制改正において、従前より要件が緩和されて使いやすくなっています。(適用年度：平成30年4月1日以降から平成33年3月31日までの間に開始する各事業年度)

1. 現行の内容と改正後の内容（資本金が1億円以下等の要件を満たす中小企業者等の場合）

	現行	改正後
要件	①給与等支給額※1が平成24年度比で3%以上増加 ②給与等支給額が前事業年度よりも増加 ③平均給与等支給額(継続雇用者※2への給与等支給額÷給与等を支給する継続雇用者数)が前年度よりも増加	①給与等支給総額が前事業年度よりも増加 ②平均給与等支給額が前期よりも1.5%以上増加
税額控除	給与等支給増加額(当期－平成24年度)×10% ※その年度の法人税額20%を控除限度とする	給与等支給増加額(当期－前期)×15% ※その年度の法人税額20%を控除限度とする

※1 国内雇用者に対して支給する給料、賃金及び賞与で、役員や使用人兼務役員に対して支給する給与等は除く。

※2 国内雇用者のうち適用年度及び前事業年度において給与等を支給している者をいう。

2. 上乗せ措置の見直し(こちらも中小企業者等の場合をご説明します)

	現行	改正後
要件	平均給与等支給額が前年度より2%以上増加	①平均給与等支給額が前期より2.5%以上増加 ②次のいずれかの要件を満たすこと ・前期より教育訓練費の額が10%以上増加 ・事業年度終了の日までに中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けるなど一定の認定を受けたこと。
税額控除	上記1.の税額控除額を下記へ控除額増加 給与等支給増加額(当期－前期)×22%	上記1.の税額控除額を下記へ控除額増加 給与等支給増加額(当期－前期)×25%

※上乗せ措置の要件に規定されている教育訓練費は、使用人の職務に必要な技術、又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で、次に掲げるものとされています。

- ① 自社で行う研修にかかる費用(外部講師への謝金、外部施設使用料等)
- ② 他の者に委託して教育訓練を行わせる場合の研修委託費

※今後ハクシヨンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

FAX 079-288-0997

会社名

TEL

FAX